

道路敷地関係規定一覧表

	容積率／建蔽率	外壁後退距離			日影規制					高さ(法55条)		道路斜線				隣地斜線		北側斜線				
		対象	区域	距離	対象	規模	区分※	測定高さ	日影時間	対象	高さ	対象	容積率	距離	数値	対象	高さ	対象	高さ			
第1種低層住居専用地域	80/50、(60/40) ()は大楽毛の一部	○	美原地区 上記以外	1.5m 1.0m	○	軒高7mを超え 3階建以上の 建築物	(一)	1.5m	2h / 1.5h	○	10m	○	20/10以下	20m	1.25	-	○	離れ×1.25+5m				
第2種低層住居専用地域	80/50	○	全地域	1.0m	○					○		○				-			○			
第1種中高層住居専用地域	200/60	-			○	高さ10mを超える 建築物	(二)	4.0m	3h / 2h	-		○				○	○	○	○	-	条例により日影規制 区域の指定があるた め無し	
第2種中高層住居専用地域	150/50、200/60	-			○		(三)	4.0m	4h / 2.5h	-		○				○	○	○	-			
第1種住居地域	200/60	-			○		(二)	4.0m	4h / 2.5h	-		○				○	○	○	○	○		-
第2種住居地域	200/60	-			○					-		○				○	-					
準住居地域	200/60	-			○					-		○				○	-					
近隣商業地域	200・300・400/80	-			○※ ₂ (20/10)			4.0m	4h / 2.5h	-		○	40/10	20m	1.0	○	-					
商業地域	400・600/80	-			-				-		○	60/10	25m	○		-						
準工業地域	200/60	-			○※ ₂ (20/10)	高さ10mを超える 建築物	(二)	4.0m	4h / 2.5h	-		○	20/10	20m	1.5	○	離れ×2.5+31m	-				
工業地域	200/60	-			-				-		○	○				-						
工業専用地域	200/60	-			-				-		○	○				-						
指定の無い区域	50/30	-			-					-		○	50/30	20m	1.25	○	離れ×1.25+20m	-				
	200/60												200/60	20m	1.5		離れ×1.50+20m					

※₁ 日影規制欄の(一)～(三)は建築基準法第56条の2第1項の条例で指定する区域において指定する建築基準法別表第4号(に)欄の号

※₂ 容積率が20/10の区域が対象

○ 釧路市内で、特例容積率適用地区、高層住居誘導地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、特定用途誘導地区、特定防災街区整備地区の指定はありません。

○ 建築基準法上の道路について

法第42条第1項第1号道路 ⇒ 国道、道道、市道等（道路法による道路で幅員4m以上のもの）

法第42条第1項第3号道路 ⇒ 既存道路（法の適用以前より存在する道路で特定行政庁が認めている幅員4m以上の道路）

法第42条第1項第5号道路 ⇒ 私道路（道路法等の法律によらないで築造した特定行政庁から位置の指定を受けた道路）